

砂 川 市 条 例 第 1 5 号
令和 5 年 6 月 2 6 日

砂川市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

砂川市長 飯 澤 明 彦

(別 紙)

砂川市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例

砂川市福祉医療費助成条例（昭和48年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第1条中「乳幼児等」を「子ども」に改める。

第2条第2号中「乳幼児等」を「子ども」に、「12歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日までの者」を「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者」に改め、同条第3号中「乳幼児等」を「子ども」に改め、同条第9号を削る。

第3条第2号中「「乳幼児等」」を「「子ども」」に改め、「所得の額が規則で定める額を超えない」を削り、「乳幼児等の」を「子どもの」に、「監護されている乳幼児等」を「監護されている子ども（本市以外の市区町村に住所を有する保護者に監護されている子どもであつて、当該市区町村による医療費の助成を受けることができるものを除く。）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、医療保険各法による被保険者若しくは組合員又は被扶養者であり、本市に住所を有する保護者に監護されている本市以外の市区町村に住所を有する子どものうち、当該市区町村による医療費の助成を受けることができない者は助成の対象とすることができる。

第4条第2号中「乳幼児等」を「子ども」に改める。

第5条中「一部負担金」を「規則で定める一部負担金」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第1条、第2条第2号及び第3号並びに第4条第2号の改正規定（これらの規定中「乳幼児等」を「子ども」に改める部分に限る。）、第2条第9号の改正規定、第3条第2号の改正規定（「「乳幼児等」」を「「子ども」」に、「乳幼児等の」を「子どもの」に、「監護されている乳幼児等」を「監護されている子ども」に改める部分及び「所得の額が規則で定める額を超えない」を削る部分に限る。）並びに第5条の改正規定は、令和5年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第3条第1項第2号（「（本市以外の市区町村に住所を有する保護者に監護されている子どもであって、当該市区町村による医療費の助成を受けることができるものを除く。）」部分を除く。）の規定は、令和5年8月1日以後の診療に係る医療費について適用し、同日前の診療に係る医療費については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の第2条第2号、第3条第1項第2号（「（本市以外の市区町村に住所を有する保護者に監護されている子どもであって、当該市区町村による医療費の助成を受けることができるものを除く。）」部分に限る。）及び同条第2項の規定は、令和6年4月1日以後の診療に係る医療費について適用し、同日前の診療に係る医療費については、なお従前の例による。